

夫婦が共同で子を扶養している場合の取扱い

～年間収入が確定するこの時期、夫婦の収入状況をご確認ください～

夫婦双方に収入があり夫婦が共同で子を扶養する場合、被扶養者の人数にかかわらず、原則、恒常的な年間収入(前年の年間収入とします。)が多い方の被扶養者となります。

また、夫婦の年間収入額が同程度(組合員と配偶者との年間収入の差額が、配偶者の年間収入に対し1割以内である場合をいいます。)である場合は、被扶養者申告書を提出した方の被扶養者となります。

ただし、共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされており、扶養手当の支給対象となる年齢の子については、原則として扶養手当が支給されていなければなりません。

なお、配偶者が本組合以外の健康保険等に加入している場合、扶養手当の支給対象とならない年齢の子の認定については、組合員の年間収入が配偶者より多いときまたは同程度であるときに申告することができることとします。

夫婦の収入が逆転した場合、現在扶養している子について被扶養者の扶養替え(認定取消)が必要となるケース(夫婦とも本組合の組合員である場合は除きます。)もありますので、夫婦で子を共同扶養している方は、1年間の収入が確定するこの時期、それぞれの収入状況をご確認ください。

なお、扶養替えに該当する場合は、所属所の共済事務担当課を通して手続きを行ってください。

(注)育児休業取得者については、育児休業をしていないものとした場合の取扱いと同様に取扱います。



被扶養者の収入確認および確認書類等の保管のお願い

扶養認定における収入は、所得税法上の取扱いとは異なり、課税・非課税にかかわらず全ての収入(税や社会保険料等を控除される前の額)を対象とします。

特にこの時期は、源泉徴収票の発行や確定申告により年間収入が確定することから、今一度、被扶養者の収入金額を確認いただくとともに関係する確認書類等の保管についてご協力をお願いいたします。

《確認のポイント》

①被扶養者の収入は、扶養認定における収入基準額を超えていませんか？

- 収入基準額未満であれば、資格を継続することができます。

収入基準額：恒常的な収入が年額130万円未満であることが被扶養者であるための要件です。ただし、障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は180万円未満となります。

- 収入基準額を超えてしまった場合は、「主として組合員の収入により生計を維持されている者」に該当しなくなり、被扶養者には認定できなくなりますので、至急認定取消の手続きを行ってください。

②収入基準額は、収入の形態に合わせ年額、月額または日額で捉えることとしますのでご注意ください。

- アルバイト・パート等給与収入……月額および年額を確認してください。

重要 通勤手当を含む毎月の収入が108,334円未満であり、かつ、ボーナスを含む収入総額が年額130万円未満であること。(障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は、1月あたりの年金額と給与収入の合計額が150,000円未満であり、かつ、収入総額が年額180万円未満であること。)

なお、「3カ月連続して」または「連続する3カ月の平均」が収入基準額を超えたときは資格の継続ができません。(認定取消となります。)

- 年金収入……直近の年金通知書等により、受取る年金受給額(年額)を確認してください。
- 事業収入等……所得税法上の必要経費控除前の総収入額から、扶養認定において共済組合が認めている経費のみを控除した後の金額(年額)を確認してください。
- 雇用保険法の給付等……失業給付の基本手当、傷病手当等の日額(3,612円未満であること。)を確認してください。